

令和2年度（2020年度）

北海道特定調達契約等苦情検討委員会

議事録（抄録）

令和2年（2020年）8月26日

出席者

北海道特定調達契約等苦情検討委員会

秋田英明委員

齋藤久光委員

中川晶比兒委員長

橋本佐和子委員

山本晋委員

(五十音順)

(地方独立行政法人)

北海道公立大学法人札幌医科大学

経営企画課財務室副室長 千葉泰嗣

地方独立行政法人北海道立総合研究機構

経営企画部財務グループ主幹 牧野めぐみ

(地方独立行政法人所管部)

北海道総務部法人局独立行政法人課主幹 福井伸雅

北海道総務部法人局独立行政法人課主査 松本行弘

(事務局)

北海道会計管理者兼出納局長 三井真

北海道出納局財務指導課長 西堀謙二

北海道出納局財務指導課課長補佐 向井孝

北海道出納局財務指導課主査 吉平江里

北海道出納局財務指導課主事 中川未沙妃

【事務局】

事務局の出納局財務指導課の西堀でございます。
どうぞよろしくお願いいたします。

本日はお暑い中お越しいただきありがとうございます。
座って進行のほうはさせていただきます。

(会計管理者兼出納局長 挨拶)

【事務局】

会議を始めていただきます前に、各委員の紹介をさせていただきます。

公認会計士の秋田英明委員です。

北海道大学大学院経済学研究院の齋藤久光委員です。

【齋藤委員】

よろしくお願いいたします。

【事務局】

北海道大学大学院法学研究科の中川晶比兒委員です。

【中川委員】

よろしくお願いいたします。

【事務局】

弁護士の橋本佐和子委員です。

【橋本委員】

よろしくお願いいたします。

【事務局】

弁護士の山本晋委員です。

【山本委員】

よろしくお願いいたします。

【事務局】

また、本日の出席委員は5名であり、委員の過半数以上が出席されておりますので、本会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、ただいまから、北海道特定調達契約等苦情検討委員会会議を開催します。

○議題（1）委員長及び職務代理者の選任について

【事務局】

まず、はじめに議題の（1）「委員長及び職務代理者の選任について」をお願いしたいと思います。

北海道特定調達契約等苦情検討委員会条例第5条第2項の規定に基づきまして、委員の互選によりまして、委員長を選出していただくこととなりますけれども、どなたかご発言はございませんでしょうか。

(発言なし)

特にご発言がなければ、事務局から本委員会の委員長として中川委員をご推薦したく、ご提案をいたします。いかがでしょうか。

それでは中川委員に委員長ご就任をお願いしたいと存じます。中川委員にはご挨拶をお願いしたいと存じます。

【委員長】

一応経験者ということで、僭越ながら引き受けさせていただきます。よろしくお願いします。

【事務局】

続きまして、委員長の職務代理者の指名でございます。北海道特定調達契約等苦情検討委員会条例第5条第4項の規定に基づきまして、中川委員長からのご指名をお願いしたいと思います。

【委員長】

はい。では、職務代理者は秋田委員をお願いしたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

【委員】

はい。

【事務局】

ありがとうございます。秋田委員、よろしくお願いいたします。これからの会議の進行につきましては委員長をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議題（2）苦情の処理手続について

【委員長】

それでは、議題の2に進みたいと思います。苦情の処理手続についてを事務局から説明をお願いします。

【事務局】

議題（2）について、ご説明させていただきます。

北海道特定調達契約等苦情検討委員会の苦情の処理手続についてを、お手元の資料1-1から資料1-4に基づいて、ご説明させていただきます。

まず、資料1-1をご覧ください。

始めに、本委員会の設置の根拠ですが、本委員会は、「2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書」第18条に規定されます苦情申立ての手続の一つである「検討機関」として設置されているものであり、北海道においては、資料1-2「北海道特定調達契約等苦情検討委員会条例」に基づき設置されているところです。

本委員会は、協定の対象となる調達において、その関係人が申し立てた苦情に対し、申立ての内容を検討・審議し、是正すべき事案があれば是正を求めるとというのが委員会の本旨になります。

次に資料1-3をご覧ください。

政府調達に関する協定の発効に際し、国や各地方公共団体ではその処理手続について規定を設けることとされており、北海道においては、平成8年北海道告示第1337号「特定調達契約等に関する苦情の処理手続」により、処理手続を定めているところです。

続きまして、資料を戻っていただきまして、資料1-1の2ページをご覧ください。

適用となる契約につきましては協定において定められておりますが、地方公共団体におきましては、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」で調達の区分と対象額については総務大臣が定めると規定されており、2年ごとに見直しが行われております。

現在は、2ページ目の2個目の○の適用となる契約及び額のとおり、物品等の契約については3,000万円以上、建設工事については23億円以上などと定められております。

この対象契約に係る調達手続に関して苦情が申し立てられた場合にこの委員会が開催され、内容を検討・審議していただくということになります。

その具体的な処理手続につきましては、先ほど申し上げました「特定調達契約等に関する苦情の処理手続」に定めがあり、その概要を具体的な流れに整理したものが、資料1-4のフロー図となります。

以下、資料1-4に基づきまして、ご説明させていただきます。

特定調達に関する協定の対象となるものに係る契約手続きにつきましては、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」に定めがあり、これに基づいて入札参加の資格に関する審査、入札に関する告示、そして入札などの事務が執り行われるところです。これらのすべての段階で当該製品又はサービスの提供を行った者や提供を行うことが可能であった者、これらのものを「供給者」と言いますが、その「供給者」が手続に協定違反があると判断した場合、まずは、その入札などを所管する部署である「関係調達機関」に対して説明や是正を求めるなどし、関係調達機関はそれに対応するなどの協議を行うこととなります。協定では、この段階での解決が奨励されているものです。フロー図では①と②になります。

供給者と関係調達機関との協議では解決に至らなかった場合には、供給者は本委員会に苦情を申し立てることとなります。フロー図では③となります。

苦情申立てがあった場合、その申立てを関係調達機関に送付するとともに、10日以内に当該申立ての受理、又は却下について決定をします。また、その決定を直ちに苦情申立人と関係調達機関に通知することとなります。フロー図では、これらの手続は、④～⑥になります。

申立てを受理したときは、その旨を公示し、委員会の審議に参加することを希望する者、「参加者」を募ります。同時に関係調達機関に対して、申し立てられた事案に係る関係書類と苦情事項に対する回答、説明などを記載した報告書の提出を求めます。フロー図では参加者を募るのが⑦、報告書の提出を求めるのが⑧になります。この報告書は、フロー図の④本委員会が関係調達機関に対して申立ての送付をしたときから14日以内に提出すべきものですが、その間に、本委員会は、原則として、フロー図の⑧申し立てられた契約の締結あるいは執行の停止を求めたり、フロー図の⑨参加者を確定するなどの手続を行うこととなります。

以上の手続を経て、フロー図の⑩申し立てられた苦情の検討・審議を行っていただき、最終的に検討結果と是正措置などの提案事項のとりまとめを行い、フロー図の⑪検討結果報告書と提案書を作成し、苦情申立人、関係調達機関、参加者に送付して一連の手続は終了となります。

以上の処理手続は、苦情の申立てがあった日から90日以内、公共事業の場合は50日以内に行うこととされています。

なお、検討の結果、是正に関する提案書が出された場合、関係調達機関は原則としてこの提案に従うものとされています。

以上で簡単ではありますが、議題の(2)「苦情の処理手続について」の説明を終わります。

【委員長】

はい、ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご質問等ありませんでしょうか。特に質問がなければ、議題2の説明の聴取を終わります。

○議題(3) 国等の苦情申立案件について

【委員長】

続きまして、議題3「国等の苦情申立案件について」の説明を事務局からお願いいたします。

【事務局】

それでは、資料2-1によりまして、国が設置しています政府調達苦情検討委員会に申立てがあった苦情の概要等について、本委員会が事前に苦情の検討を行う際の参考としていただくために情報提供ということで説明させていただきます。

国の政府調達苦情検討委員会では、「国の各省庁などの機関」それから「独立行政法人等の国の関係機関」が行う調達に係る苦情の検討を担当しています。

なお、地方公共団体の調達の苦情の検討は、北海道の調達案件であれば本委員会が、他の地方公共団体の調達案件であれば各地方公共団体が設置した苦情検討委員会が行うこととなります。

資料2-1の表面を見ていただきたいのですが、苦情のあった調達案件というのは、「国立研究開発法人 国立成育医療研究センター」における「病院情報システム一式」、苦情申立人は、入札参加者である「日本アイ・ビー・エム」です。

なお、「国立研究開発法人」というのは、主に研究開発を行う独立行政法人でありまして、「成育医療研究センター」というのは日本最大規模の小児、周産期、産科等を専門とする高度医療センターであります。

入札手続の経過についてですが、令和元年8月30日に、まず、関係調達機関が入札公告を行っています。この入札公告は、契約の申込みの誘引として、入札情報を広く周知するために行うものでありまして、調達契約の名称、数量等の「入札に付する事項」、「入札に参加する者に必要な資格」、「入札期日」、「落札者の決定方法」などの必要事項を、原則として入札期日の40日前までに、国等の機関にあっては官報に登載して、道の場合は北海道公報に登載して行うことになっています。この際に、「入札に付する事項」、「入札期日」などについては、英語による記載も行うこととなっているところ です。

この入札公告の後、11月20日に入札の開札を関係調達機関が行っていますが、本案件では落札者の決定について、総合評価落札方式を採用しています。

一般的な入札では、入札金額のみを評価し、予定価格の範囲内で、最低の価格で入札したものを落札者としますが、総合評価方式では、金額のほかに、調達案件の性能、機能等も数値化して評価するもので、あらかじめ定める評価基準により、発注者にとって「最も有利なもの」を落札者とする方法です。

本案件では、開札の結果、苦情申立人が「第一交渉権者」となっています。この「第一交渉権者」という取扱いは、地方公共団体ではなじみのないものです。地方公共団体の場合、入札の結果、最も有利な者を「落札者」とし、この落札者と、入札金額により契約を締結します。

本案件では、関係調達機関が定めている「契約細則」等の規定により、最も有利な入札をした者を「落札者」ではなく「第一交渉権者」とし、この「第一交渉権者」と改めて契約金額の交渉等を行い、交渉を成立した後に落札者として決定することとしています。本案件では、この「交渉権者」に係る取扱いが苦情の要因となっています。

開札後、ヒアリング等を経て、12月6日に、病院情報システムの一部である医事会計システムの不備等を理由として、苦情申立人の入札を無効とし、交渉権が第2交渉権者に移る旨の通告を踏まえまして、苦情申立人は苦情を申し立てています。

苦情の概要につきましては、資料の苦情の概要欄に記載してあるとおりです。

続いて、委員会の検討結果についてですが、委員会では、苦情申立人からの苦情の申立てがあった際、まず、申立てが適法であるか、却下事由に該当しないかを審査します。これに関しては、この資料の点線内「政府調達に関する苦情の処理手続」に規定しており、申立ての却下事由としましては、「遅れて申立てが行われた場合」、「政府調達協定等と無関係な場合」、「軽微な又は無意味な場合」などを定めています。

本件につきましては、委員会では、苦情の原因を知り得たときから10日以内に行われており、適法と判断し、12月19日に申立てを受理しています。

続いて資料の裏面を見ていただきたいのですが、資料の裏面で「関係調達機関が、苦情申立人の入札を無効とした点」に関する苦情の検討結果を抜粋して記載しております。

この点については、苦情申立人の入札を無効としたが、この裏面の点線内に記載しております協定の第15条第5項の「最も有利な者」を落札者とする旨の規定に違反しないかが争点となっているものです。

この点について、委員会では、関係調達機関が苦情申立人を「第一交渉権者」としたことは、これを法的に評価すれば、協定第15条第5項に基づき、「最も有利な者」を落札者としたことを意味するとし、関係調達機関は、第一交渉権者すなわち、落札者を決定した後に、点線内に記載しています規定「契約細則第14条第1項のただし書」の規定を根拠に、第一交渉権者の入札を無効とし、次順位の交渉権者を第一交渉権者すなわち、落札者とする措置をとっているが、このことは、「最も有利な者」を落札者とするを定めている協定第15条第5項に違反すると、委員会として判断しています。

また、関係調達機関は、契約細則第14条第1項ただし書は第一順位の交渉権の解除条件を定めるものというような主張をしていましたが、委員会では、そのような解釈は、契約細則第14条第1項ただし書が協定第15条第5項に違反する内容を定めていることとなり無効を免れないとし、到底採用することができないと判断しています。

これらの判断は、落札者の決定は、供給者の契約の履行可能性や、評価基準に基づき、公正・公平に行われるべきものであることから、原則として、一度行った落札者の決定を覆すことは許されないこと、また、契約細則第14条は、開札時における「交渉権者」の決定に当たっての裁量権を付与した規定であり、交渉権者の「決定後」に、この規定を適用することは解釈を誤っているという判断に基づくものです。

委員会では、「関係調達機関が、苦情申立人を落札者と扱わなかったこと」、それから「契約細

則に定める内容を入札説明書に記載していないこと」に関しても検討し、それぞれ協定に違反する旨の判断をしているところです。

結論としまして、委員会では、関係調達機関が、苦情申立人の入札を無効とし、落札者として扱わなかったことは、協定第15条5項に違反するなどとし、関係調達機関が「苦情申立人を契約締結者として以後の調達手続を行うこと」及び協定に違反する契約細則の規定、運用を是正して「入札手続を是正すること」を提案しています。

その後の対応についてであります。関係調達機関のHPにより確認したところ、関係調達機関は最終的に苦情申立人を落札者とし、契約を締結していました。

資料2-2は、検討委員会が作成しました報告書及び提案書となっておりますので参考にさせていただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

【委員長】

はい。ありがとうございました。今の説明につきまして、質問、あるいはご意見はありませんか。

【委員】

当委員会で扱うような話なのか分かりませんが、例えば、この件は、第一交渉権者となった後に、交渉内容を詰めていくなかで、どうも仕様について調達サイドとアイ・ビー・エムとの間でどうも意見の相違があってという案件のように思うのですが、先ほどのご説明だと落札者とは契約をこの条件で結ぶとあったんですけども、落札後に仕様に関してすりあわせができないような齟齬があることが判明した場合はどういう処理をされているのでしょうか。

【事務局】

基本的には、調達をする場合には、あらかじめ仕様を示して、これに基づく履行というのを求めることとなります。その確認というのは途中の交渉の中でできるできないを確認するというよりは、完成したものがこちらの求めた仕様に合致しているかどうかを最終的な確認検査をもって把握するというのが通常の取扱いであり、仕様にあったものができるできないで発注者側から契約を解除するというのは、普通の手続では考えづらいと思っております。仮にこういうことがあれば、発注者側は落札者に対し、道の仕様に基づいた履行を要求することが一般的な手法として考えられます。途中の意見の相違ということをもって落札を破棄するすとか、契約を道側から解除するというのはなかなか考えづらいという印象を持っております。もちろん、その交渉の中で例えば、契約を適正に履行する可能性がない、契約不履行ということが認められるようなことがあれば、それを根拠に契約解除ということまでいくことはあるのかもしれませんが。

【委員】

わかりました。

【委員長】

私もその点はこの事件を読んでいて気になって、その第一交渉権者という言葉は多分使わないから、こういう形で問題が生じることは、普通の地方公共団体では起こらないとは思いますが、この調達機関側の言い分からするとアイ・ビー・エムは入札前には乙というシステムベンダーを紹介したんだけど、落札した後に急遽それを変えたとシステムベンダーを変えたと。それで、金額が58パーセント安くなるっていう。医事会計システムというのは全体の中の一部ということなんですかね。そのシステムベンダーを変えたことによって、その見積書の金額が58パーセント安くなる、これで本当に大丈夫なのかという懸念を抱いたという話なので、そういうことがどれだけあり得るかっていうのは、もしかすると、これはITの世界だから、仕様がちょこちょこ変わるとか、プレゼンの時点ではできるようになってるけど、実は金額とすりあわせるとうまくいかなくて、あとから変わるというのはもしかしたらあるのかもしれないですけど、こういう問題はもしかするとITの業界では当たり前という認識があって、他方で一般国民からすると、いきなり重要なコンテンツが変わったら本当にそれで契約履行できるんですかっていう不安を抱いたというそういうすれ違いがもしかしたらあるかもしれないということなので、ここから学べるとすると、仕様を発注機関がどこまで、専門的な話なのでどこまで理解できるかというのがかなり難しいところがあるので、そこをきちんと発注の時点で明確にして、処理としては、発注時点で確定されたものが目的、履行すべき内容でそれが債務不履行になるかどうかというそういう形で内部処理をすることになる

んだらうとは思いますが、この事案は錯誤無効の主張をしてるんだけれども、そこは事実は明らかにしない、そこは検討しないと言っているので、どういう事案だったのか、単純に発注側が実際に非常に大きな変更があってこれでは困るというような事案だったのか、この報告書からは話がよくわからないというもやもや感が残ると思います。

ただ、他の工事で受注した側があとでこれはできないとかいうのは実際にどれくらい生じているんですか。

【事務局】

実際にもともと入札時に定めた仕様を、相手方の都合だけをもって変更するっていうことは通常想定されないと考えております。それによって、当然、契約、入札の結果というのは変わる可能性もあることですので、そのような重要な変更というのは難しいと考えています。より適切な仕様があるですとか発注者の都合による協議の中での変更というのはあるかとは思いますが、相手方ができないという理由をもって、変更するということはなかなか想定しづらいと考えています。

今回の事例においても、事前の入札前の手続でどこまでのことを協議して確認していたのかというのは正直、我々も分からないところがありますが、例えば、今回あくまで日本アイ・ビー・エムが契約締結権者であって、その医事会計システムというのは、下請け的な企業が実際には作り込むってことで、そこが変わったということが議論になっていると思うんですけども、下請けがどこでないといけないという条件をつけて、契約するということは通常の道の契約では考えづらい部分もありますし、その詳細については、承知できていないところです。

【委員長】

他にご意見等ありますでしょうか。

【委員】

その入札の情報提供のあり方なんですけれども、最初の挨拶では、ネットによる簡素化なども今求められているというお話がありました。一方で、20ページのほうだと、例えば、契約細則をホームページ上に掲載したことだけでは、広く供給者に契約細則の内容が適用されるのかどうか認識することができる状況にないということで、ホームページの利用っていうのを、ネットの利用っていうのを否定しているようにも見えるんですけども、これは、そのネットを否定しているようで、今の流れとは逆行しているような結論だと思うんですけども、ネットの利用というのはどのように位置づけられているのでしょうか。

【事務局】

資料2-2の20ページで議論になっている契約細則14条等の落札者の決定ですとか契約に関する重要な情報というのは、規則に決めているだけでは十分ではない、個々の契約の入札説明書に明記すべきというのが協定の趣旨であるということがここで説明されていることと認識しています。入札公告等をネットで行うこと自体認められており、入札説明書もネットや紙で交付することを想定されているものなんですけれども、ここでは、入札説明書に契約細則などのことを含めて書くということが協定上求められていること、それが入札説明書には契約細則に関する事項の記載がなかったということが問題視されていると認識しております、ネット自体を否定されているっていうことではないと理解しております。入札説明書をネット上で配布するということも可能な手法ということで理解しているところです。

【委員】

そこでネットで公開されたものは、あわせて紙でも印刷されないと、公開されないといけないということですか。紙でも配付しないといけない。

【事務局】

そうです。入札公告、入札説明書、特に入札説明書については、現状の取扱いとして紙でほしいと言われた方に対しては紙で交付すべきものというふうに考えております。

【委員】

そうするとその全ての情報を紙で出すとなると先ほどの簡素化とは相容れないものになってしまうと思うんですけども。それでもそうしないといけないんですね。

【事務局】

そうですね。現状としては、全くネットだけで全てを終わらせられる状況にはないというのが実態であります。ただ、それ以前の協定、政府調達の協定の中には、電子的手続について明記がされていなかったというのが実態でした。それが8年前に政府調達に関する協定を改正する議定書という新たな協定が締結されたんですけれども、その中で新たに電子的手続も可能ということが明記されたというような変更があったところなんです。ですから、それまでは運用として事実上電子的な手法というのも改定前までは行っていたんですけれども、8年前の改正の中でそういう手法もできるといったことが明記されたということが大きな変更点だということと、一方で、紙による手法でしか対応できない方に対しての配慮というのもやはり行わざるを得ないというのが現状になっております。そういう意味で、協定が変わっても、我々としてはちょっとやりづらい部分があるというのは事実ではあります。

【委員】

ありがとうございます。

【委員長】

他いかがでしょうか。では、特になければ議題3についてこれで終わりたいと思います。

○議題（4）令和元年度における特定調達契約等の実績について

【委員長】

続きまして議題4ですけれども、令和元年度における道の特定調達契約等の実績について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料3-1をご覧ください。

令和元年度におけます道の特定調達契約の実績を説明させていただきます。

まず、1の「特定調達契約を所管する本庁等の数」についてでございますが、こちらは令和元年4月1日現在は、資料の記載のとおりとなっております。平成30年度からの増減はございません。

続きまして、2の「物品等・特定役務及び契約方法の区分別件数及び金額」についてでございますが、全体の件数で約600件、金額は、約208億7,300万円となっております。

続きまして、3の「物品等・特定役務の項目別の主な契約」についてでございますが、まず「物品等」におきましては、石狩管内の道立学校で使用する電力の契約及び除雪機械の購入の契約、「建設工事」では、北海道庁旧本庁舎赤れんが庁舎改修工事の契約、「その他の役務」につきましては、こちら警察本部所有のヘリコプター、ベル式412EP型機体の5年定期点検、そして、自動車の保管場所標章作成にかかります自動車保管場所データ入力業務の委託契約などの契約がございました。これらの落札金額につきましては資料記載のとおりとなっております。

また、これらの契約につきましては、全て一般競争入札により、契約の相手方を決定しております。

続きまして、4の「随意契約の理由別内訳」についてでございますが、随意契約は、全体で56件行っておりまして、そのうち、半数以上の33件につきまして、再度の入札に付しても落札者がいないとして、随意契約を行っているものでございます。

以上が、令和元年度における、道の特定調達契約の実績の説明でございます。

【委員長】

はい。ただいまの説明につきまして、何かご質問等がありますでしょうか。

物品の購入の例は、要するに除雪業者に貸し出すためのものですか。

【事務局】

こちら振興局の建設管理部で購入しているものなんですけれども、冬期間の道路の維持に使用します除雪車、除雪機となっております。業者に維持管理を委託する際に貸し出したりするものでございます。

【委員長】

はい。特に質問等なければ続きます。

【事務局】

このあと独立行政法人のほうの調達情報について説明させていただきますので、札幌医大のほうからお願いします。

【札幌医大】

資料3-2をご覧ください。令和元年度におけます各独立行政法人の調達契約の実績について、札幌医科大学の分について、ご報告申し上げます。

1番物品等・特定役務及び契約方法の区分別件数及び金額でございますが、物品等ですが、これは一般競争入札のみ該当いたします。件数が32件、金額は、26億1,506万632円でございます。特定役務の建設工事は該当ございません。特定役務のその他につきましては、一般競争入札が、件数は3件、金額は7億3,828万1,600円、随意契約が、件数は1件、金額は2億3,247万150円、合計でございますが、件数は4件、金額は9億7,075万1,750円の落札額となっております。全ての合計でございますが、件数は36件、金額は35億8,581万2,382円の落札額となっております。

続きます。2物品等・特定役務の項目別の主な契約でございますが、項目ごとに金額の大きなものを主なものとして掲載してございます。物品等でございますが、大学施設及び病院施設に使用する電力、こちらにつきましては約3億7,000万円の単年度の単価契約となっております。それから、下段のキイトルーダ点滴静注でございますが、約2億5,000万円の落札額となっております。こちらは抗がん剤治療の医薬品で、点滴静脈注射のことでございます。

次に、下にいきまして、特定役務のその他でございますが、情報ネットワークシステム機器の5年間の賃貸借契約で総額約4億7,000万円の落札額でございます。その下が遠隔操作型内視鏡下手術システムダヴィンチの賃貸借契約で5年間の随意契約で約2億3,000万円で契約してございます。

最後に3随意契約の理由別内訳でございます。特許権等の排他的権利の保護との関連又は技術的な理由により特定の供給者によってのみ供給可能な場合で1件ご報告させていただいてございます。

説明は以上でございます。

【委員長】

ただいまの説明につきまして何かご質問等はありませんでしょうか。

今のところ医薬品で一番高いのはキイトルーダですか。オプジーボとかちょっと前に高いと言われていたんですが。

【札幌医大】

そうですね。今医薬品で一番高いのは、単価1億6,000万円の子どもの脊髄の注射の治療に使うものが単価でいえば一番高い金額になっています。

【委員長】

キイトルーダは、使う量が多いので高くなっちゃう。

【札幌医大】

そうですね。キイトルーダの単価自体も結構な金額にはなっていますが、件数自体もちょっと近年増えているような形にはなっています。キイトルーダの単価でいいますと、30万ぐらいになっています。

【委員】

よろしいですか。ダヴィンチですけれども、これ以外の手術システムも比較検討された上でダヴィンチしかないということで随意契約になったということですか。

【札幌医大】

随意契約のダヴィンチにつきましては、今回、ダヴィンチの導入が2台目の導入でございまして、最先端の高額機器で、かつ、2台目の導入ということでございまして、機種変更や手術件数の減少などに伴う使用頻度の減少に伴う中止も含めまして、今までファイナンスリース方式、原則、中途解約不可なリース方式で頼んでいたのですが、今回につきましては再リース、機器返却が

選択可能な残価設定型リース方式の契約で臨みまして、それに対する業者が今回1者だということ
で随意契約で対応させていただいたというのが現状でございます。

【委員】

はい。

【委員長】

他はいかがでしょうか。

【道総研】

北海道立総合研究機構経営企画部の牧野と申します。どうぞよろしくお願いたします。私のほ
うから資料3-3北海道立総合研究機構の調達契約の実績についてご説明いたします。

まず、1番契約方法の区分別件数及び金額でございますが、物品等の一般競争入札で3件、特定
役務の一般競争入札で1件の合計4件となっております。

続きまして、2物品等又は特定役務の項目別の主な契約でございます。物品等につきましては、
1件目としまして、本部及び各試験場など30施設で使用する電力需給契約になります。入札参加業
者が1者で、約2億8,400万円の落札金額となっております。続きまして、本部及び各試験場など9
施設のLED化の工事に伴い照明器具資材を工事の支給材として物品購入しております。入札の参
加業者は2者で7,700万円の落札金額となっております。3件目ですが、各試験場などで使用する
27台分の自動車の5年間の長期リース契約となっております。入札参加業者は3者で、約5,045万
円の落札金額となっております。特定役務につきましては、釧路水産試験場で所有しております試
験調査船北辰丸の上架改修工事となっております。定期検査と船底の塗装、機関部などの整備を行
います。入札参加業者は1者で、3,200万円の落札金額となっております。

説明は以上でございます。

【委員長】

はい。では、ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたでしょうか。

では、特に質問がないようですので、議題4の説明の聴取を終わります。

【委員長】

本日予定しておりました議題は以上ですけれども、委員の皆様から何かご質問、ご意見等ありま
したらご自由にどうぞ。

(発言なし)

では、特に発言ないようですので、最後に事務局からお願いします。

【事務局】

はい。本日は、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございました。次回の委員会
開催に当たりましては、その都度、委員の皆様方と打ち合わせをさせていただきたいと考えており
ます。

どうぞよろしくお願いたします。

【委員長】

これもちまして、令和2年度の北海道特定調達契約等苦情検討委員会の会議を終了いたします。